資料１

公的支援制度の整理

本資料の位置付け：「公的支援制度の整理」は、「事業費の整理」において財源計画を検討する際の条件となるものである。

公的支援制度の概要

ごみ処理施設整備の財源に対する公的支援制度として、国の交付金制度（循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金）や地方債（一般廃棄物処理事業債）がある。

＜公的支援制度の概要＞

制度	概要
循環型社会形成推進交付金	循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等に対して国が交付金を交付するもの。 **交付率：交付対象事業費の 1/3** ※高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備については交付対象事業費の１／２
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 （先進的設備導入推進事業）	廃棄物処理施設におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に必要な廃棄物処理施設の整備事業等に対して国が交付金を交付するもの。 **交付率：交付対象事業費の 1/3** ※高効率エネルギー回収に必要な設備については交付対象事業費の１／２。また、交付率１／２となる設備が多くなるが、FIP 制度による売電が不可となる。 ※FIP 制度：「フィードインプレミアム（Feed-in Premium）」の略称。売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度。
廃棄物処理施設整備交付金	大規模災害発生時における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、平時からの備えとしての地域の廃棄物処理システムを強靱化する観点等から、災害廃棄物処理計画に基づく事業等に対して国が交付金を交付するもの。 **交付率：交付対象事業費の 1/3** ※高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備については交付対象事業費の１／２
一般廃棄物処理施設整備事業債	ごみ処理施設等の整備事業に対して貸付するもの。 一般廃棄物処理施設に係る**令和７年度地方債充当率** **交付金対象事業費：90%（交付金を差し引いた金額に対して）** **交付金対象外事業費：75%**

交付金及び地方債（一般廃棄物処理事業債）を活用した財源構成のイメージは以下のとおりであり、総事業費から交付金及び地方債（一般廃棄物処理事業債）を差し引いた額について一般財源を充当することとなる。

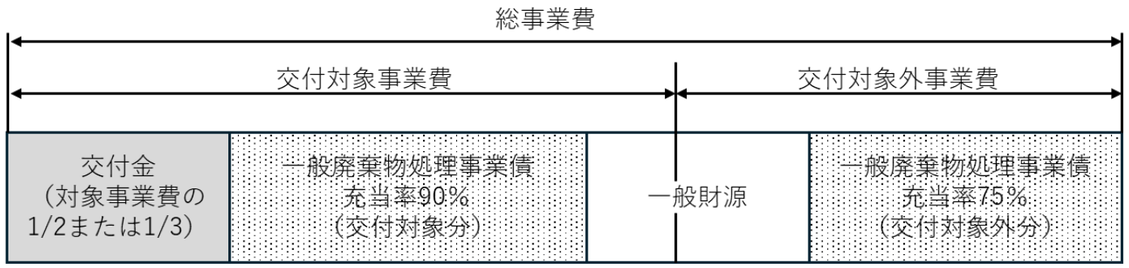

新ごみ処理施設の整備にあたり、国の交付金や地方債を活用することとなるが、総事業費すべてを賄うことはできないため、総事業費の縮減の観点から、持続可能で実現可能な施設整備計画が必要であると考えられる。